

## 主任技術者の専任に係る要件を満たす場合の配置について（参考）

平成 27 年 4 月 1 日  
改正：平成 28 年 6 月 1 日  
改正：令和 5 年 1 月 1 日  
松前町 出納局 会計課

### <ケース 1>

	工事 1 4,000 万円以上	工事 2 4,000 万円以上
主任技術者	専任技術者 E	専任技術者 E
現場代理人	E	E

注：請負金額 4,000 万円以上で、主任技術者の兼任が認められた工事は、現場代理人の兼任が可能である。

### <ケース 2>

	工事 1 4,000 万円以上	工事 2 4,000 万円未満
主任技術者	専任技術者 E	非専任技術者 E
現場代理人	E	E

注：1 件のみ請負金額 4,000 万円以上で、主任技術者の兼任が認められた工事は、現場代理人の兼任が可能である。